



「シーサイドもち・百道浜4丁目住宅地区建築協定」

あじがき

この「福岡市建築協定だより」は、今後、協議会で発行する広報誌の準備号として協議会の事務局となります。福岡市まちなみのルールづくり支援センターから発行したものです。

協議会から発行することとなる広報誌につきましては、新役員の皆さんと協力して、建築協定に関する身近な事柄を取り上げ、皆様に親しみを持って読んで頂けるような紙面をつくっていきたく考えております。

つきましては、建築協定についてのご意見や疑問、取り上げてほしい題材などがございましたら、まちなみのルールづくり支援センターまで投稿をお寄せ下さい。

福岡市建築協定だより

「福岡市建築協定地区連絡協議会」 設立準備号(H20.3.22)

■ 発行 福岡市建築局指導部まちなみのルールづくり支援センター

福岡市中央区天神1丁目8番1号(市役所5階)、電話 711-4581、FAX733-5584



「照葉まちづくり(戸建住宅御島地区)建築協定」

「福岡市建築協定地区連絡協議会」設立総会 開催

「福岡市建築協定地区連絡協議会」設立総会

福岡市では、「建築協定」等の住民によるまちなみのルールづくりについて、積極的に周知・啓発及び支援を行ってまいりますが、平成20年3月22日現在、市内において48の地区で「建築協定」が結ばれており、今後も建築協定地区数は増加していく見込みです。

建築協定地区相互の連絡組織である「福岡市建築協定地区連絡協議会」につきましては、8地区の建築協定の代表の方々による準備委員会を約1年にわたりの7回実施し、この度、設立総会を開催することとなりました。

なお、本協議会と同様の団体を既に設立している地域は、横浜市、名古屋市、大阪府、京都市、神戸市がありますが、九州では初の設立となります。

福岡市建築協定だより

「福岡市建築協定地区連絡協議会」 設立準備号(H20.3.22)

福岡市まちなみのルールづくり支援センター(支援係)
「福岡市建築協定地区連絡協議会」事務局

福岡市中央区天神1丁目8番1号(市役所5階)
TEL 711-4581 FAX 733-5584
ホームページ <http://machinamino-rule.city.fukuoka.lg.jp/>

「福岡市建築協定地区連絡協議会」について

「建築協定」は、建物に関するルールを定めたものですが、**良質なまちなみづくりのためには、土地の所有者等がお互いに結んだ契約であることから、この契約通りに建物が建てられているのか、また契約違反があれば違反を正していくなど、運営を適切に行うことが大切です。**

このため、本協議会の設立は、それぞれの建築協定地区で協定を運営していく上での課題、問題などの解決に役立てるために協定地区がお互いに情報を交換し助け合うこと、また協定に合意されていない隣接地への理解を促すことや新たに協定を結ぼうと考える地区に助言を行うことなど、建築協定の普及啓発を目的としています。

なお、現在福岡市内の建築協定地区は下記の48地区ですが、平成20年度には、50地区を超える見込みです。

建築協定地区一覧(H20. 3. 22現在 48地区)

所在区	建築協定名称	認可年月(当初)	所在区	建築協定名称	認可年月(当初)	所在区	建築協定名称	認可年月(当初)	
東	6 香住ヶ丘1丁目	S61.12	中央	16 赤坂三丁目・桜坂二丁目	H9.8	城南	5 東油山城南ハイツ	S61.12	
	7 青葉5丁目	S63.7		19 平尾3丁目・4丁目・平丘町・平尾浄水町・山荘通	H12.11		31 田島1丁目3区	H17.5	
	17 リーフタウン下原台	H10.11		22 平尾4丁目	H15.7		36 松山二丁目南西部	H17.12	
	20 香椎山手通り住宅団地	H13.9		24 西中洲地区	H16.5		43 松山2丁目中西部地区	H19.1	
	25 松崎台	H16.8		33 笹丘2丁目	H17.7	48 茶山2丁目2区(B地区)	H20.3		
	27 うみなか	H16.10		37 平尾浄水町山荘通3丁目	H17.12	早良	9 シーサイドもち・百道浜4丁目A住宅地区	H1.5	
	28 松香台一丁目4組	H17.1		38 シーサイドもち・地行浜1丁目住宅地区	H18.3		10 飯倉二丁目4区	H1.7	
	34 照葉まちづくり(戸建住宅御島地区)	H17.8		41 笹丘2丁目4、5、6番	H18.9		11 シーサイドもち・百道浜4丁目B住宅地区	H3.5	
	35 照葉まちづくり(集合住宅御島地区)	H17.8		45 地行一丁目	H19.3	西	1 西鉄ながら野団地	S52.7	
	42 照葉まちづくり(集合住宅中央公園南地区)	H18.11		2 グリーンタウン老司	S52.11		8 西福岡マリナタウン	H1.2	
	44 名島2丁目1区(船頭町)	H19.2		3 スカイタウン寺塚	S56.5		13 小戸三丁目	H8.3	
	47 照葉まちづくり(戸建住宅香住ヶ丘中央地区)	H20.2		4 レイクタウン屋形原	S58.11		18 西の丘	H10.12	
	博多	12 けやき台博多南地区		H4.3	14 アーサーパークヴィレッジやよい坂		H8.5	26 泉一丁目(泉けやき)	H16.10
		15 空港前		H8.7	23 平和1丁目27,28,30番		H16.1	29 今宿町谷	H17.3
21 大浜地区		H14.3	32 レークヒルズ野多目	H17.6	30 泉2丁目(けやき東)		H17.3		
40 金の隈みらい27		H18.8	46 高宮2丁目2区	H19.8	39 泉東		H18.3		

※協定名称の右側の番号は、市内で協定認可日(当初)順に並べた場合の番号です。

各協定地区の位置及び概要は「建築協定の結び方テキスト」7～10ページに掲載しています。

※各地区の建築協定書は、まちなみのルールづくり支援センター(市役所5階)で閲覧できます。また、各地区の概要については福岡市のホームページでも閲覧できます。

<http://machinamino-rule.city.fukuoka.lg.jp/>

情報 (市役所 — — 建築協定の)

福岡市建築協定地区連絡協議会 規約(一)

(目的)

第1条 「福岡市建築協定地区連絡協議会」(以下「本会」という。)は、福岡市長が認可した建築協定地区における相互の情報交換及び協力を進めること、建築協定の円滑な運営及び運営に係る課題等の解決を図っていくことともに、建築協定の普及啓発を図ることにより建築協定制度を有効に活用した良質なまちなみづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

- 第2条 本会は、その目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。
- 1 建築協定地区間の相互交流や情報交換に係る活動
 - 2 建築協定の普及啓発に係る活動
 - 3 建築協定の運営等に関する支援協力に係る活動
 - 4 その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第3条 本会の会員は、建築協定地区の運営に係る委員会の委員長又はその委任者とする。

(賛助会員)

第4条 本会の目的に賛同する個人及び法人は、賛助会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 会計 1名
 - 4 監事 1名
- 2 前項に定める役員は、第6条に規定する総会において選出する。
- 3 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

6 会計は、本会の会計事務を処理する。

7 監事は、本会の会計を監査する。

8 役員は、会員に該当しなくなった場合は、後任の役員が選出されるまでの間、当該職務を遂行するものとする。

9 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は、会員で組織する。

2 総会は、会長が年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

3 総会の議長は、会長が務める。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 役員会の議長は、会長が務める。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費又は助成金等をもって充てる。

(規約の改廃)

第9条 規約の改廃は、役員会の発議により総会の決議を要する。

(運営等に関する事項)

第10条 本会の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 本会の事務局を福岡市建築局指導部まちなみのルールづくり支援センターに置く。

附則

この規約は、平成20年3月 日から効力を発する。

福岡市建築協定地区連絡協議会 運営細則(一)

(目的)

第1条 福岡市建築協定地区連絡協議会(以下「本会」という。)に係る規約(以下「規約」という。)第10条に基づき、本会の運営に必要事項を定め、当該運営を円滑に行うことを目的とする。

(総会の会議及び議事)

第2条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会の議決は、出席する会員の過半数により決し、可否回数の上は、会長が決する。

(書面表決等)

第3条 総会に欠席する会員は、事前に通知された事項について書面で表決又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。このとき、その会員は出席したものとみなす。

(役員会の会議及び議事)

第4条 役員会は、役員過半数の出席により成立する。

2 役員会の議決は、出席役員過半数により決する。

3 会長は、会員及び賛助会員のほか、本会の目的に必要な者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会計)

第5条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(細則の改廃)

第6条 細則の改廃は、役員会の決議を要し、総会で報告する。

附則

この細則は、規約の効力が発生した日から適用する。